資料 1

2022/10/5

ヒアリングにおけるコメント対応表

番号	日付	コメント	コメントに対する回答	備考
1	9/14	２ページ：第９条第１項の適合性の説明は、前半のフェンスの記載は不要のため、外部ネットワークに関する記載だけにすること。	9/30 資料 1 の 7 ページ：第 9 条第 1 項の添付書類 1 欄の記載を修正済。	9/30 説明済
2	9/14	２ページ：第 11 条の記載に関連して、申請書別紙の図―２に部屋の大きさを示す寸法を入れた図をまとめ資料に追加すること。(縦横の寸法のみで良い)	9/30 資料 1 の 7 ページ：第 11 条第 1 項の別紙 1 欄に(参考図 1 参照)を追記し、19 ページに参考図 1 として、寸法を追加した図を追加済。	9/30 説明済
3	9/14	３ページ：放送設備の構造がわかるように放送設備の図などを追加すること。	9/30 資料 1 の 8 ページ：第 11 条第 1 項の別紙 1 欄に放送設備の補足説明及び(参考図 2 参照)を追記し、20 ページに参考図 2 として、放送設備の概要の図を追加済。	9/30 説明済
4	9/14	３ページ：第 21 条第１項第４号ロ、第５号について、消火器についてはケースに入れて設置するため、消火器が破損して消火剤をまき散らしても外部への影響がないことを説明する文章にすること。(離隔距離とともに記載)。	9/30 資料 1 の 8 ページ：第 21 条第 1 項の添付書類 1 欄に、消火器は「鋼製のケースに収納して」いることの記載を追加済。	9/30 説明済
5	9/14	３ページ：第 26 条第２項第４号ロに関して、液位の監視に関する説明がまとめ資料に抜けている。	9/30 資料 1 の 9 ページ：第 26 条第 2 項第 4 号 4 ロの別紙 1 欄に、「※炉心タンク水及び使用済燃料プール室プール(キャナル)の液位の測定は制御室、使用済燃料室プールの液位の測定は使用済燃料室で行っている。」ことを記載している。なお 9/14 資料 1 の 4 ページにも記載している。	9/30 説明済

番号	日付	コメント	コメントに対する回答	備考
6	9/14	４ページ：第 31 条第 1 項第 3 号に関して、放射性ガスモニタのスペックに関する記載を追記すること。(以前の設工認から)。	9/30 資料 1 の 9 ページ：重水分析用放射線測定装置(放射性ガスモニタ)の警報は第 31 条第 1 項第 3 号に適合するとしていたため、放射性ガスモニタのスペックの記載を要求されたが、第 31 条第 1 項第 3 号に適合するのは重水分析用放射線測定装置(放射性ガスモニタ)であって、当該設工認の対象である中央監視盤の警報は第 41 条第 1 項への適合が適切であると考えたため、第 31 条第 1 項第 3 号への適合性は不要と修正し、第 31 条第 1 項第 3 号は削除した。	9/30 説明済
7	9/14	５ページ：第 41 条第 1 項に関して、表ー1 に示す警報のうち、No.1,6,7,13,16 の記載ないのはなぜか？	9/30 資料 1 の 9〜10 ページ：第 41 条第 1 項の添付書類 1 欄に表－1 に示す警報のうち第 41 条第 1 項に該当する機能の番号(No.2, 3, 4, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16)を追記した。また別紙 1 欄に No. 6, 7, 13, 16 の警報の追記と補足説明(※)として、No.1 が対象外である理由を追記した。	9/30 説明済
8	9/14	別- 4 ページ：No.7 の機能の説明で、プール水漏洩検知器の機能として「警報設定値を超えた場合に警報が発報する」という記載は正しいか？	9/30 資料 1 の 1 ページ：「警報設定値を超えた場合に警報が発報する」という記載で正しい。また、まとめ資料 1. (1)として No.7 の機能の説明を追記した。	9/30 説明済
9	9/14	添付-3 ページ：第 9 条第 1 項の適合性の説明は、前半のフェンスの記載は不要のため、外部ネットワークに関する記載だけにすること。(番号 1 と関連)	9/30 資料 1 の添付-4 ページ：第 9 条第 1 項の適合性の説明の記載を修正済。(番号 1 と関連)	9/30 説明済
10	9/14	添付-5 ページ：第 21 条第 1 項第 4 号のイとハも必要では？また消防法の基づいていることを記載するこ	10/5 資料 2 の添付-6〜7 ページ：第 21 条第 1 項第 4 号のイとハについても適合性の説明を追記済。また消	今回説明

番号	日付	コメント	コメントに対する回答	備考
		と。	防法に基づいていることも追記済。(番号 4 と関連)	
11	9/14	添付-6 ページ：第 26 条第 2 項第 4 号ロの「液位を測定でき、」に関する説明がまとめ資料に記載されていない。	10/5 資料 2 の 9 ページ：第 26 条第 2 項第 4 号 4 ロの別紙 1 欄に、「※炉心タンク水及び使用済燃料プール室プール(キャナル)の液位の測定は制御室、使用済燃料室プールの液位の測定は使用済燃料室で行っている。」ことを記載している。なお 9/14 資料 1 の 4 ページ、9/30 資料 1 の 9 ページにも記載している。(番号 5 と関連)	今回説明
12	9/14	添付-10 ページ：第 41 条第 1 項の適合性の説明で、「表－1 に示す警報」とあるが、表―1 に示す警報の機能がある項目のすべてが対象ではないので、正確に記載すること。	9/30 資料 1 の 9～10 ページ：第 41 条第 1 項の添付書類 1 欄に表－1 に示す警報のうち第 41 条第 1 項に該当する機能の番号(No.2，3，4，6，7，8，9，10，11，12，13，14，15，16)を追記した。また別紙 1 欄に No. 6，7，13，16 の警報の追記と補足説明(※)として、No.1 が対象外である理由を追記した。(番号 7 と関連)	9/30 説明済
13	9/14	添付-13 ページ：原子炉設置変更承認申請書との整合性について、設工認申請書欄に設工認申請書本文(別紙 1)に追記した以下の記載が抜けている。 3) 外部のネットワークと接続しないこと。 また、原子炉設置変更承認申請書の欄にも上記の外部のネットワークに接続しないことに関連する記載を追記すること。	10/5 資料 2 の添付-15～17 ページ：設工認申請書欄に「3) 外部のネットワークと接続しないこと。」を追記した。また、原子炉設置変更承認申請書の欄にも上記の外部のネットワークに接続しないことに関連する記載を追記した。	今回説明

番号	日付	コメント	コメントに対する回答	備考
14	9/14	4/28 審査会合資料の参考で示した水封装置等の図をまとめ資料にも追加すること。	10/5 資料 2 の 21 ページ、22 ページ：まとめ資料 5.参考図として、4/28 審査会合資料の水封装置等の図を参考図 3、参考図 4 として追加した。	今回説明
15	9/30	13 ページ：第 19 条第 1 項、第 2 項の適合性が不要の理由の文章構成を見直し、中央管理室を主語として技術基準規則に沿った説明をすること。	10/5 資料 2 の 13 ページ：第 19 条第 1 項、第 2 項の文章を修正した。	今回説明